

ご存知
ですか?

現物給与 (会社の福利厚生に税金がかかる?)

1.はじめに

給与は、金銭で支給されるものだけでなく、ものを支給したり会社の資産を無償で貸付けるなど、物又は権利その他の経済的利益の供与も含まれます。今回は、会社が役員又は使用人を対象として行う福利厚生のうち、どのような場合に給与として課税されるのか又は課税されないのかをご紹介します。

2.主な現物給与の取り扱い

▶ 食事の支給

(昼食等の支給) 会社が役員又は使用人に対して支給した食事について、次の二つの要件を満たしている場合は課税されない。(残業、宿日直した場合の食事の支給を除く)

<input type="checkbox"/> イ	その役員又は使用人が食事の価額の半額以上を負担していること。
<input type="checkbox"/> ロ	その役員又は使用人に支給した食事について使用者が負担した金額が月額3,500円以下(税抜)であること。

(例1) 1か月間に支給した一人あたりの食事価額……6,000円(税抜)
うち会社が負担した額……3,500円(税抜) うち使用人が負担した額……2,500円(税抜)
(回答) 使用人の負担額が6,000円のうちの半額以上を負担していないため、課税される。

(例2) 1か月間に支給した一人あたりの食事価額……6,000円(税抜)
うち会社が負担した額……2,500円(税抜) うち使用人が負担した額……3,500円(税抜)
(回答) 使用人の負担額が6,000円のうちの半額以上であり会社が負担した額が3,500円以下であるため、課税されない。
(残業又は宿日直の際に支給する食事) 時間外勤務や宿日直勤務をさせた場合において、夕食又は朝食を支給する場合は課税されない。

▶ 永年勤続の記念品等の支給

役員又は使用人の永年勤続を表彰するに当たり、記念として、旅行・観劇等に招待し、又は記念品を支給することによって受ける経済的利益で、次の要件をすべて満たしている場合は課税されない。

<input type="checkbox"/> イ	旅行、観劇等の招待費用や記念品の支給であること。
<input type="checkbox"/> ロ	その利益の額が、永年勤続者の勤続期間や地位等に照らし社会通念上相当なものと認められること。
ハ	その人の勤続期間がおおむね10年以上であること。
ニ	同じ人について2回以上表彰するときは、おおむね5年以上の間隔をおいて行われること。

CHECK カタログなどから自分で自由に選択できるような場合は、支給された金銭で購入したと同じ効果をもたらすと認められ、給与として課税される。

▶ 創業記念品等の支給

創業記念や社屋新築記念などの記念行事を行う際に支給される記念品は、次の要件を全て満たしている場合は課税されない。

<input type="checkbox"/> イ	支給する記念品が社会通念上ふさわしいものであること。
<input type="checkbox"/> ロ	その記念品の処分見込価額が10,000円以下(税抜)であること。
ハ	創業記念のように一定期間ごとに到来する場合には、おおむね5年以上の間隔をおいて行われること。

CHECK 処分見込価額は、一般的には通常の小売価額の60%相当額とされている。

▶ レクリエーション

(会食、運動会、演芸会など) 社会通念上一般的に行われる会食、運動会、演芸会等の行事については、会社がその費用を負担した場合であっても課税されない。しかし、次のような場合は、課税される。

(課税される例)

① 特定の人のみを対象として行われる行事の費用を負担した場合
② 社内ゴルフ大会の費用を負担した場合
③ 行事に参加できなかった人に金銭などを支給する場合

▶ 社員旅行

(社員旅行) 旅行代金が高額である場合(いわゆる豪華旅行)や会社負担が多額な場合を除き、次の二つの要件を満たしていれば課税されない。

<input type="checkbox"/> イ	旅行に要する期間が4泊5日以内。(海外の場合は、目的地における滞在日数による)
<input type="checkbox"/> ロ	全従業員の50%以上の参加者があること。

CHECK 社員旅行の不参加者に対して、旅行代金相当額の金銭を支給した場合は、課税される。不参加者に対するお土産品については、一般的なもので高額でなければ課税されない。

▶ 学資金

(学資金) 会社が役員又は使用人に対し、これらの人の学資に充てるため支給する金品で、次のイ又はロに該当する場合は、課税されない。

<input type="checkbox"/> イ	使用者がその業務遂行上の必要に基づき、役員又は使用人としての職務に直接必要な技術や知識を習得させたり、免許や資格を取得させるための研修会、講習会等の出席費用や大学等における聴講費用に充てるものとして支給する金品について適正なもの。
<input type="checkbox"/> ロ	使用者が、使用人に対してその使用人の学校教育法第1条(学校の範囲)に規定する学校(大学及び高等専門学校を除く)における修学のための費用に充てるものとして支給する金品について適正なもの。(役員又は使用者である個人の親族のみをその対象としている場合は除く)

▶ 従業員社宅

(使用人に対する社宅等の貸与) 使用人から徴収している賃貸料と次の算式Aにより計算した賃貸料相当額との差額が給与所得として課税される。ただし、賃貸料相当額の50%相当額以上を使用人から実際に徴収している場合には、課税されない。

(算式A) 賃貸料相当額の計算(月額) = ① + ② + ③

① その年度の家屋の固定資産税の課税標準額×0.2%
② 12円×〔家屋の総床面積(m ²)÷3.3(m ²)〕
③ 敷地の固定資産税の課税標準額×0.22%

〔例1〕 (イ) 使用人から徴収している賃貸料……月額3万円 (ロ) 上記の算式Aにより計算した賃貸料相当額……月額5万円の場合 (回答) (イ) > (ロ) × 50% ⇒ 使用人が半額以上負担しているため課税されない。	〔例2〕 (イ) 使用人から徴収している賃貸料……月額1万円 (ロ) 上記の算式Aにより計算した賃貸料相当額……月額5万円の場合 (回答) (イ) < (ロ) × 50% ⇒ 使用人の負担が半額に満たないため課税される。
---	--

課税される金額は原則どおり差額の月額4万円となる。

3.おわりに

今回は、現物給与に該当する可能性のある代表的な例をご紹介させていただきました。経営者の方々が「従業員の福利厚生のために」と思ってされた行為が、給与課税しなければならない可能性があることをご理解いただけたかと思います。上記の代表例以外にも、たくさんの現物給与の事例が存在します。判断に迷われた際は、顧問税理士の方や当事務所まで相談していただくことをお勧めします。

お問合せ先	 税理士法人 エム・エイ・シー Masuda & management Accounting Consultant 福岡県福岡市博多区博多駅東1丁目16番23号 TEL: 092-431-3310 / FAX: 092-431-3320 HP: http://www.mac-tax.or.jp	
-------	--	---

ご存知ですか?